

平成 25 年 6 月 18 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 松尾 保

専門官 田部 美樹

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

平成 24 年団体交渉と労働争議に関する実態調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 団体交渉の状況	4 頁
2 労使間の話し合い状況	9 頁
3 労働争議の状況	13 頁
4 労使間の諸問題の解決手段に関する事項	15 頁
5 労使関係についての認識	17 頁

平成 24 年団体交渉と労働争議に関する実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続等の状況を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次に掲げる16大産業。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 労働組合

上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員数30人以上の労働組合（単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合）のうちから一定の方法により抽出した約4,900労働組合

3 調査事項

- (1) 労働組合の属性に関する事項
- (2) 団体交渉に関する事項
- (3) 労働争議に関する事項
- (4) 労使間の諸問題の解決手段に関する事項
- (5) 労使関係についての認識

4 調査の時期

平成24年6月30日現在の状況について、平成24年7月1日から7月20日まで調査を行った。

5 調査の方法

都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査対象労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む）し、労働組合が調査票に記入した後、同職員が調査票を回収した（一部郵送を含む）。

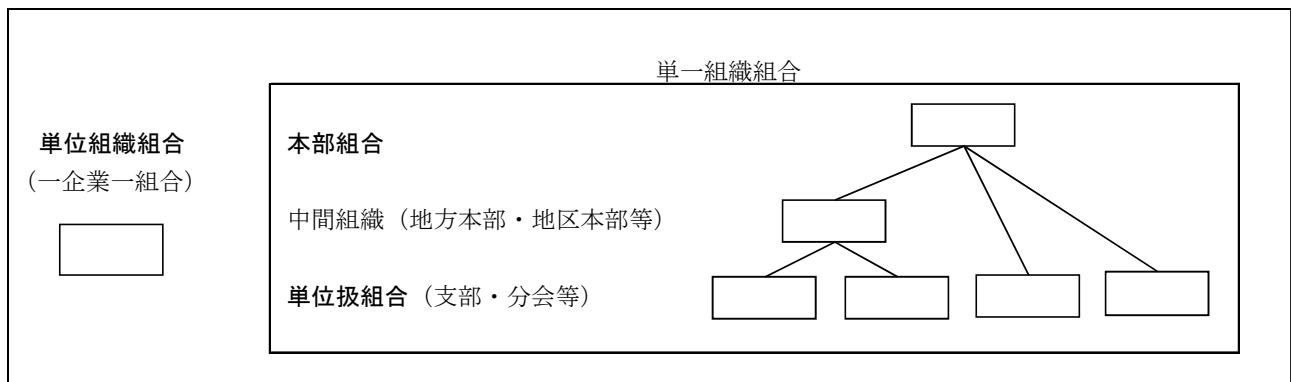
6 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－労働組合

7 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 4,891 有効回答数 3,147 有効回答率 64.3%

主な用語の定義



「単位労働組合」

下部組織を持たない労働組合をいう。下記「単位組織組合」と「単位扱組合」を合わせたものをいう。(上図参照)

「単位組織組合」

労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。(上図参照)

「単位扱組合」

労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合（「単一組織組合」という。）のうち最下部組織をいう。(上図参照)

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう。(上図参照)

「団体交渉」

労働組合と使用者又は使用者団体との間で行われる交渉をいう。ただし、本調査では調査対象労働組合では行わずに上部組織又は下部組織が単独で使用者と行ったものは含まない。

「労使協議機関」

労働組合と使用者又は使用者団体との間で設けられた経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関（ただし、本調査では調査対象労働組合が支部等の場合には、企業内上部組織と使用者との間で設けられた本社段階のものは含まない。）をいう。使用者が一方向的に設置したもの、常設的でないもの、苦情処理あるいは賞罰のみを取り扱うもの、安全・衛生委員会等法令等によって設置が義務付けられ、労使関係機関の下部組織でなく単独で設置されているもの等は含まない。

「苦情処理機関」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。ただし、本調査では調査対象労働組合が支部等の場合には、企業内上部組織と使用者との間で設けられた本社段階の苦情処理機関は含まない。

「配置転換」

同一企業内における他の事業所又は職場への配置換えをいう。

「出向」

企業の命令により他の企業に移るもの（出向元会社を退職して出向先会社と新たな労働契約を締結する場合であっても、一定期間経過後に出向元会社に再採用されるという性格のものは含む。）をいう。

「企業組織の再編・事業部門の縮小」

企業の合併・営業・資産の譲受、他社との合弁、子会社の売却・清算及び事業部門の撤退・縮小をいう。

「育児休業制度」

乳児又は幼児を有する労働者に対して、育児のために一定期間の休業（雇用契約は継続しつつも労働義務を免除すること。）を認める制度等をいい、有給・無給を問わない。

「介護休業制度」

老親、配偶者等の介護のために一定期間の休業（雇用契約は継続しつつも労働義務を免除すること。）を認める制度等をいい、有給・無給を問わない。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」である。

「労働争議」

労働組合と使用者側との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実に発生したもの又は解決のため第三者機関が関与したもの（労働委員会によるあっせん、調停、仲裁や都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員による助言等）をいう。ただし、本調査では調査対象労働組合では行わずに上部組織又は下部組織のみで行ったものは含まない。

「争議行為」

同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）、作業所閉鎖（ロックアウト）、その他労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為（ただし、本調査では調査対象労働組合では行わずに上部組織又は下部組織のみで行ったものは含まない。）であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう。いわゆる政治スト、支援スト等は含まない。

「予告」

争議行為の開始にあたり、一定日時以前に争議行為の開始日時、期間、目的、参加人員、争議行為の態様等について予告を行うことをいう。

利用上の注意

- 1 統計表に用いている記号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「・」は、項目があり得ないものを示す。
 - (4) 「…」は、上記以外で数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- 2 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。
- 3 本文は原則として単位労働組合について記載している。
- 4 前回平成 19 年調査は、単位労働組合のみが対象で、本部組合は対象としていなかったため、時系列比較の際には注意を要する。

結果の概要

1 団体交渉の状況

(1) 団体交渉の実施状況

過去3年間（平成21年7月1日から平成24年6月30日までをいう。以下同じ。）において単位労働組合と使用者（使用者団体を含む。以下同じ。）の間で行われた団体交渉の状況をみると、「団体交渉を行った」66.6%〔平成19年調査（以下、「前回」という。）69.5%〕、「団体交渉を行わなかった」33.4%〔前回30.5%〕となっている（第1表）。

第1表 過去3年間における団体交渉の有無別労働組合の割合

区 分	(単位：%)			
	計	団体交渉を行った	団体交渉を行わなかった	
単 位 労 働 組 合 計	[100.0]	100.0	66.6	33.4
《 平 成 19 年 》		《100.0》	《69.5》	《30.5》
< 企 業 規 模 >				
5,000 人 以 上	[19.1]	100.0	49.5	50.5
1,000 ～ 4,999 人	[22.8]	100.0	55.2	44.8
500 ～ 999 人	[12.3]	100.0	71.4	28.6
300 ～ 499 人	[8.8]	100.0	82.8	17.2
100 ～ 299 人	[25.7]	100.0	77.5	22.5
30 ～ 99 人	[11.3]	100.0	75.8	24.2
< 労 働 組 合 員 数 規 模 >				
5,000 人 以 上	[0.3]	100.0	85.7	14.3
1,000 ～ 4,999 人	[3.4]	100.0	58.4	41.6
500 ～ 999 人	[6.9]	100.0	63.4	36.6
300 ～ 499 人	[8.3]	100.0	67.9	32.1
100 ～ 299 人	[31.6]	100.0	65.3	34.7
30 ～ 99 人	[49.6]	100.0	68.0	32.0
< 産 業 >				
鉱業，採石業，砂利採取業	[0.1]	100.0	67.3	32.7
建設業	[3.8]	100.0	51.9	48.1
製造業	[33.3]	100.0	71.5	28.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[3.0]	100.0	36.4	63.6
情報通信業	[3.2]	100.0	65.0	35.0
運輸業，郵便業	[16.8]	100.0	68.8	31.2
卸売業，小売業	[13.9]	100.0	66.7	33.3
金融業，保険業	[7.3]	100.0	39.6	60.4
不動産業，物品賃貸業	[0.5]	100.0	60.3	39.7
学術研究，専門・技術サービス業	[2.3]	100.0	73.2	26.8
宿泊業，飲食サービス業	[0.9]	100.0	89.4	10.6
生活関連サービス業，娯楽業	[0.9]	100.0	70.6	29.4
教育，学習支援業	[3.3]	100.0	71.8	28.2
医療，福祉	[5.1]	100.0	71.2	28.8
複合サービス事業	[3.7]	100.0	82.2	17.8
サービス業（他に分類されないもの）	[1.9]	100.0	69.4	30.6
< 労 働 組 合 の 種 類 >				
単 位 組 織 組 合	【42.2】 [45.1]	100.0	80.4	19.6
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	【51.4】 [54.9]	100.0	55.2	44.8
< 労 使 協 議 機 関 の 有 無 >				
労 使 協 議 機 関 あ り	[78.1]	100.0	69.0	31.0
労 使 協 議 機 関 な し	[21.9]	100.0	57.8	42.2
本 部 組 合	【6.4】	100.0	80.7	19.3
計（単位労働組合と本部組合の計）	【100.0】	100.0	67.5	32.5

注：1) 【 】内の数値は、計（単位労働組合と本部組合の計）についての単位組織組合、支部等の単位扱組合、本部組合の構成割合である。

2) []内の数値は、単位労働組合についての企業規模、労働組合員数規模、産業、労働組合の種類、労使協議機関の有無別労働組合の構成割合である。

(2) 団体交渉の頻度

過去3年間に団体交渉を行った単位労働組合について、団体交渉の1年平均の回数をみると、「4回以下（「1～2回」29.2%、「3～4回」31.3%の計）」60.5% [前回49.6%]、「5～9回」24.3% [前回29.0%]、「10～19回」10.4% [前回13.2%]、「20回以上」2.0% [前回8.2%] となっている（第2表）。

第2表 過去3年間における団体交渉の1年平均の回数別労働組合の割合

		(単位：%)					
区 分		団体交渉を行った計	1～2回	3～4回	5～9回	10～19回	20回以上
単 位 労 働 組 合 計		100.0	29.2	31.3	24.3	10.4	2.0
			60.5				
《 平 成 19 年 》		《100.0》	《49.6》 ²⁾		《29.0》	《13.2》	《8.2》
< 企 業 規 模 >							
5,000	人 以 上	100.0	53.2	19.4	14.8	6.8	2.6
1,000	～ 4,999 人	100.0	23.8	30.9	25.6	10.3	2.8
500	～ 999 人	100.0	24.2	33.7	26.8	8.8	2.9
300	～ 499 人	100.0	34.9	28.5	17.0	15.1	1.3
100	～ 299 人	100.0	19.7	36.2	31.3	11.8	1.0
30	～ 99 人	100.0	32.9	33.8	20.2	9.2	1.9
< 労 働 組 合 の 種 類 >							
単 位 組 織 組 合		100.0	24.6	33.0	28.6	10.4	2.2
支 部 等 の 単 位 抜 組 合		100.0	34.7	29.3	19.1	10.4	1.7
本 部 組 合		100.0	23.4	28.9	31.9	10.2	5.1
計（単位労働組合と本部組合の計）		100.0	28.8	31.1	24.9	10.4	2.2

注：1) 表頭「団体交渉を行った計」には「不明」が含まれる。

2) 平成19年は「4回以下」として集計した。

(3) 団体交渉の所要時間

過去3年間に団体交渉を行った単位労働組合について、団体交渉の1回平均の所要時間をみると、「1時間未満」23.5% [前回 19.6%]、「1～2時間未満」49.0% [前回 54.2%]、「2～4時間未満」18.1% [前回 21.8%]、「4時間以上」6.5% [前回 4.5%] となっている（第3表）。

第3表 過去3年間における団体交渉の1回平均の所要時間別労働組合の割合

(単位：%)					
区 分	団体交渉を行った計	1時間未満	1～2時間未満	2～4時間未満	4時間以上
単 位 勞 働 組 合 計	100.0	23.5	49.0	18.1	6.5
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《19.6》	《54.2》	《21.8》	《4.5》
< 企 業 規 模 >					
5,000 人 以 上	100.0	24.4	47.5	17.2	7.3
1,000 ～ 4,999 人	100.0	18.9	43.5	20.6	9.4
500 ～ 999 人	100.0	14.7	52.4	16.0	13.6
300 ～ 499 人	100.0	22.5	49.1	17.1	7.8
100 ～ 299 人	100.0	30.0	47.6	20.9	1.4
30 ～ 99 人	100.0	24.0	58.7	12.0	4.6
< 勞 働 組 合 の 種 類 >					
単 位 組 織 組 合	100.0	26.7	54.4	16.1	1.9
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	19.7	42.6	20.5	12.0
本 部 組 合	100.0	22.9	46.1	18.5	11.6
計 (単位労働組合と本部組合の計)	100.0	23.5	48.8	18.2	6.9

注：表頭「団体交渉を行った計」には「不明」が含まれる。

(4) 団体交渉の形態

過去3年間に団体交渉を行った単位労働組合について、交渉形態（複数回答）をみると、「当該労働組合のみで交渉」87.6% [前回88.4%]、「企業内上部組織と一緒に交渉」11.5% [前回11.3%]、「企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉」4.7% [前回5.2%]、「企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉」1.7% [前回2.2%]となっている（第4表）。

第4表 過去3年間における団体交渉の交渉形態別労働組合の割合

区 分	複数回答（単位：%）					
	団体交渉を行った計	当該労働組合のみで交渉	企業内上部組織と一緒に交渉	企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉	企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉	その他
単 位 労 働 組 合 計	100.0	87.6	11.5	4.7	1.7	1.4
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《88.4》	《11.3》	《5.2》	《2.2》	《1.3》
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	100.0	87.4	15.1	3.8	0.5	-
1,000 ～ 4,999 人	100.0	72.8	21.2	2.1	1.0	1.1
500 ～ 999 人	100.0	88.1	12.3	8.2	2.4	1.0
300 ～ 499 人	100.0	84.7	8.7	7.1	0.2	0.2
100 ～ 299 人	100.0	94.0	8.1	3.5	2.3	3.4
30 ～ 99 人	100.0	96.3	3.0	6.5	2.9	0.3
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 組 織 組 合	100.0	97.8	・	4.4	2.1	2.4
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	75.3	25.3	5.0	1.1	0.2
＜企業外上部組織（産業別組織）の有無＞						
企業外上部組織（産業別組織）あり	100.0	86.5	13.3	6.7	2.1	0.4
企業外上部組織（産業別組織）なし	100.0	89.9	7.5	・	0.7	3.7
＜企業外上部組織（地域別組織）の有無＞						
企業外上部組織（地域別組織）あり	100.0	87.8	12.0	6.1	2.8	2.0
企業外上部組織（地域別組織）なし	100.0	87.2	10.8	2.6	・	0.6
本 部 組 合	100.0	90.4	11.7 ²⁾	3.4	1.0	1.4
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	87.8	11.5 ³⁾	4.6	1.6	1.4

注：1) 表頭「団体交渉を行った計」には「不明」が含まれる。

2) 本部組合は「企業内下部組織と一緒に交渉」として集計した。

3) 計（単位労働組合と本部組合の計）は「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」として集計した。

(5) 団体交渉を行わなかった理由

過去3年間に団体交渉を行わなかった単位労働組合について、その理由をみると、「団体交渉を行う案件がなかったから」17.0% [前回 13.8%]、「労使協議機関で話し合いができたから」27.3% [前回 34.6%]、「上部組織が団体交渉を行うことになっているから」52.6% [前回 46.3%]となっている(第5表)。

第5表 過去3年間に団体交渉を行わなかった理由別労働組合の割合

(単位：%)

区 分	団体交渉を行わなかった計	団体交渉を行う案件がなかったから	労使協議機関で話し合いができたから	上部組織が団体交渉を行うことになっているから	その他
単 位 労 働 組 合 計	100.0	17.0	27.3	52.6	1.3
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《13.8》	《34.6》	《46.3》	《5.3》
＜ 企 業 規 模 ＞					
5,000 人 以 上	100.0	13.8	14.7	71.1	0.3
1,000 ～ 4,999 人	100.0	10.2	18.1	68.2	0.1
500 ～ 999 人	100.0	20.8	31.3	47.1	0.3
300 ～ 499 人	100.0	7.1	41.3	40.4	11.1
100 ～ 299 人	100.0	17.9	55.3	23.9	0.4
30 ～ 99 人	100.0	52.1	34.9	3.5	7.6
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞					
単 位 組 織 組 合	100.0	36.0	47.5	8.7	4.6
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	10.2	20.1	68.4	0.1
本 部 組 合	100.0	6.2	84.5	8.1 ²⁾	1.3
計 (単位労働組合と本部組合の計)	100.0	16.6	29.5	51.0 ²⁾	1.3

注：1) 表頭「団体交渉を行わなかった計」には「不明」が含まれる。

2) 本部組合及び計(単位労働組合と本部組合の計)は「上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから」として集計した。

2 労使間の話し合い状況

(1) 労使間の話し合い事項

労働組合の種類ごとに、過去3年間で話し合いを行った労働組合の割合を話し合い事項別にみると、単一組織組合では多い順に、「賃金額（基本給・諸手当・賞与・一時金）の改定」91.5%、「職場環境」77.2%、「賃金制度」75.4%となっており、本部組合では多い順に「賃金額（基本給・諸手当・賞与・一時金）の改定」95.0%、「職場環境」83.8%、「健康管理」82.9%、支部等の単位扱組合では多い順に「職場環境」68.6%、「健康管理」65.5%、「所定外・休日労働」56.3%となっている。

労働組合の種類別に比較すると、すべての事項について本部組合において多くなっている。単一労働組合についてみると、単一組織組合における割合が支部等の単位扱組合における割合より概ね多くなっているが、「希望退職者の募集・解雇」、「企業組織の再編・事業部門の縮小」、「業務委託（アウトソーシング・請負）」、「派遣労働者の活用」では支部等の単位扱組合の方が多くなっている。（第6表）

第6表 過去3年間における労使間の話し合い事項、労働組合の種類別話し合いを行った労働組合の割合

区 分	単一組織組合		単一組織組合				
			本部組合		支部等の単位扱組合		
	計	話し合いを行った	計	話し合いを行った	計	当該組合で話し合いを行った	当該組合では話し合いを行わなかったが上部組織で行った
＜ 話 合 い 事 項 ＞							
賃金に関する事項							
賃金制度	100.0	75.4	100.0	79.1	100.0	42.3	45.4
賃金額（基本給・諸手当・賞与・一時金）の改定	100.0	91.5	100.0	95.0	100.0	47.3	46.5
個別組合員の賃金額	100.0	31.9	100.0	34.3	100.0	23.0	25.0
退職給付（一時金・年金）制度	100.0	49.4	100.0	62.8	100.0	31.1	40.1
その他の賃金に関する事項	100.0	59.1	100.0	65.8	100.0	36.0	42.8
労働時間に関する事項							
所定内労働時間	100.0	56.1	100.0	62.8	100.0	43.8	28.4
所定外・休日労働	100.0	65.8	100.0	75.1	100.0	56.3	27.4
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	100.0	63.9	100.0	77.4	100.0	51.7	29.6
その他の労働時間に関する事項	100.0	59.4	100.0	71.1	100.0	53.7	27.2
雇用・人事に関する事項							
要員計画・採用計画	100.0	45.4	100.0	58.4	100.0	40.4	30.6
配置転換・出向	100.0	40.0	100.0	61.1	100.0	37.2	31.6
人事考課制度（慣行的制度を含む）	100.0	45.2	100.0	67.5	100.0	37.1	37.5
希望退職者の募集・解雇	100.0	11.5	100.0	22.4	100.0	13.1	21.0
定年制	100.0	39.7	100.0	40.2	100.0	24.8	34.1
勤務延長・再雇用	100.0	56.2	100.0	65.1	100.0	32.8	41.7
個別組合員の昇進・昇格・懲戒	100.0	37.4	100.0	48.8	100.0	31.8	28.1
経営環境悪化時のもとの雇用確保の方策	100.0	29.0	100.0	42.6	100.0	24.8	28.6
その他の雇用・人事に関する事項	100.0	44.8	100.0	56.0	100.0	33.6	35.5
安全衛生に関する事項							
職場環境	100.0	77.2	100.0	83.8	100.0	68.6	20.9
健康管理	100.0	71.2	100.0	82.9	100.0	65.5	20.9
経営方針に関する事項							
企業組織の再編・事業部門の縮小	100.0	30.0	100.0	50.0	100.0	30.8	31.5
業務委託（アウトソーシング・請負）	100.0	17.6	100.0	30.0	100.0	21.6	29.0
その他の経営方針に関する事項	100.0	46.3	100.0	63.5	100.0	36.6	33.9
正社員以外の労働者に関する事項							
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	100.0	33.7	100.0	41.4	100.0	27.2	29.6
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の活用	100.0	26.1	100.0	35.7	100.0	25.5	29.3
派遣労働者の活用	100.0	14.9	100.0	21.7	100.0	15.6	22.4
その他の事項							
教育訓練	100.0	45.3	100.0	60.1	100.0	41.7	29.6
福利厚生	100.0	63.5	100.0	78.2	100.0	47.6	37.2
育児休業制度・介護休業制度	100.0	53.5	100.0	72.3	100.0	37.5	44.2
男女の均等取扱い	100.0	26.8	100.0	39.2	100.0	23.1	30.9
労働協約の解釈・疑義	100.0	40.5	100.0	53.6	100.0	29.8	30.1

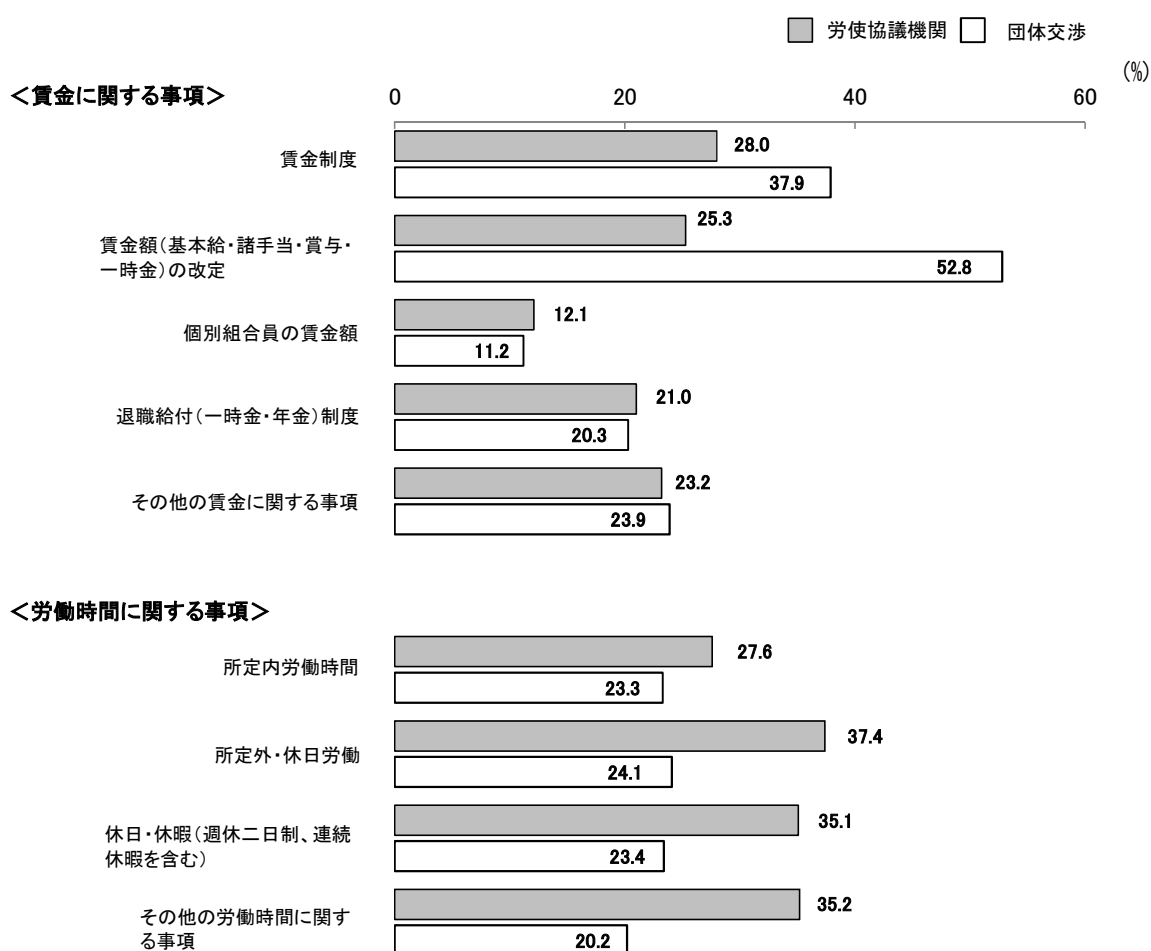
(2) 話し合いの場別にみた話し合い状況

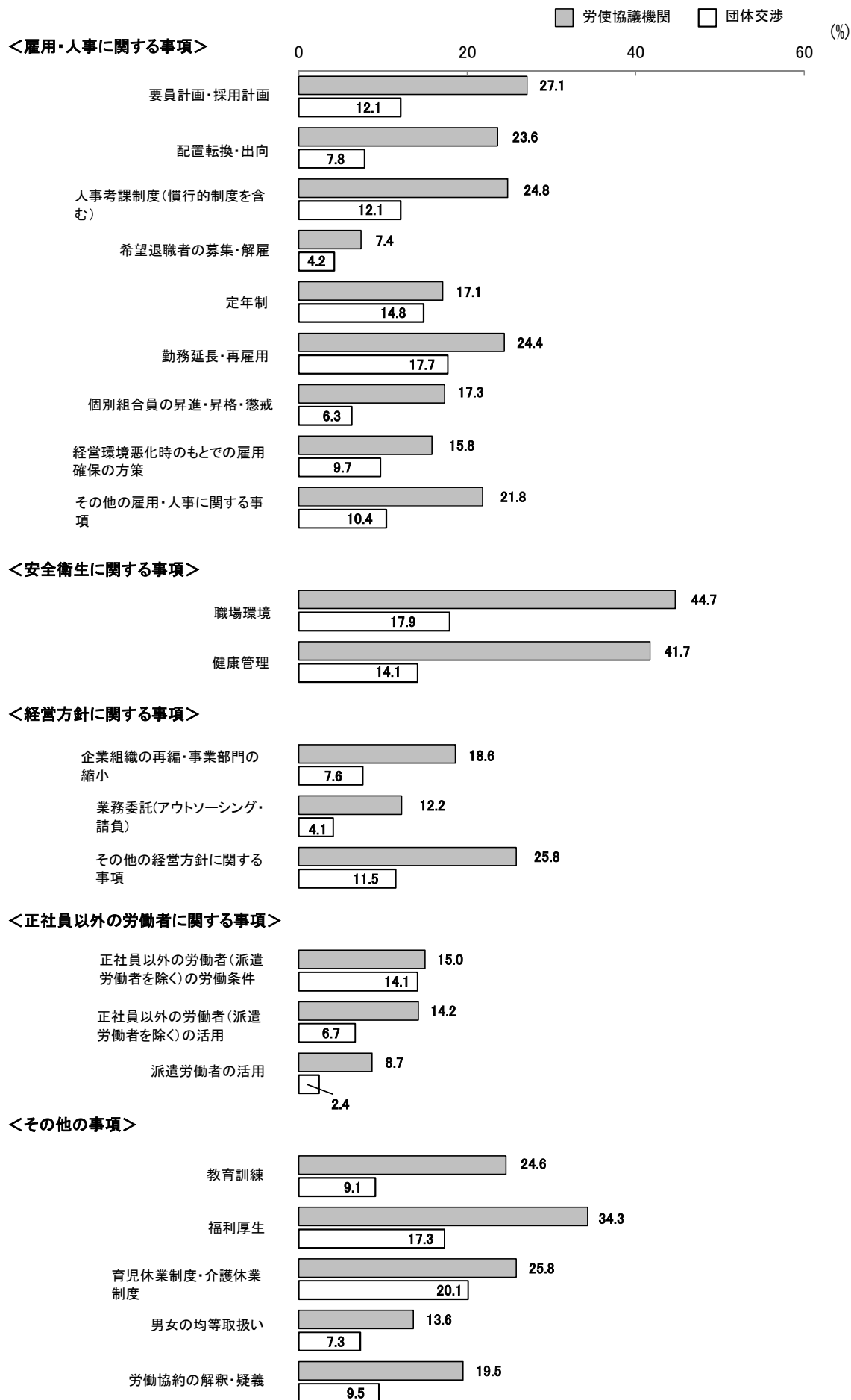
過去3年間に話し合いを行った単位労働組合を「話し合いの場」別にみると、「団体交渉」においては「賃金額（基本給・諸手当・賞与・一時金）の改定」52.8%が最も多く、次いで「賃金制度」37.9%、「所定外・休日労働」24.1%の順となっている。

一方、「労使協議機関」においては、「職場環境」44.7%が最も多く、次いで「健康管理」41.7%、「所定外・休日労働」37.4%の順となっている。

「賃金制度」、「賃金額（基本給・諸手当・賞与・一時金）の改定」及び「その他の賃金に関する事項」以外のすべての事項について「団体交渉」に比べ「労使協議機関」において話し合いを行った割合が多くなっている。（第1図）

第1図 過去3年間に於ける労使間の話し合い事項別話し合いを行った労働組合の割合
（単位労働組合＝100）





(3) 正社員以外の労働者に関する事項についての話し合い状況

過去3年間に正社員以外の労働者に関する事項について話し合いを行った単位労働組合の割合は「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」30.1% [前回27.7%]、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の活用」25.7% [前回25.5%]、「派遣労働者の活用」15.3% [前回23.9%]となっている（第7表）。

第7表 過去3年間ににおける労働組合の種類別正社員以外の労働者に関する事項について話し合いを行った労働組合の割合

(単位：%)

区 分	平成24年			平成19年		
	話し合いを行った	団体交渉	労使協議機関	話し合いを行った	団体交渉	労使協議機関
単位労働組合						
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	30.1	14.1	15.0	27.7	11.0	15.0
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の活用	25.7	6.7	14.2	25.5	6.7	16.7
派遣労働者の活用	15.3	2.4	8.7	23.9	4.2	14.9
本部組合						
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	41.4	15.2	24.6	…	…	…
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の活用	35.7	8.1	22.8	…	…	…
派遣労働者の活用	21.7	3.2	12.3	…	…	…
計（単位労働組合と本部組合の計）						
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	30.9	14.2	15.6	…	…	…
正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の活用	26.4	6.8	14.8	…	…	…
派遣労働者の活用	15.7	2.5	8.9	…	…	…

3 労働争議の状況

(1) 労働争議の発生状況、争議行為と第三者機関の関与の有無

過去3年間における単位労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」3.7% [前回5.4%]、「労働争議がなかった」96.3% [前回94.6%] となっている。

また、過去3年間に労働争議があった単位労働組合について、争議行為と第三者機関の関与の有無をみると、「争議行為と第三者機関の関与があった」11.8% [前回24.3%]、「争議行為のみで第三者機関の関与がなかった」63.8% [前回63.5%]、「第三者機関の関与のみで争議行為がなかった」24.4% [前回12.2%] となっている。(第8表)

第8表 過去3年間における労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の有無別労働組合の割合

区 分	計	争議行為と第三者機関の関与の有無						労働争議が なかった
		労働争議があった		争議行為と第三者機関の関与の有無				
		争議行為が あった	争議行為と第三 者機関の関与が あった	争議行為のみで 第三者機関の関 与がなかった	第三者機関の関 与のみで争議行 為がなかった			
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	3.7 《5.4》	(100.0) 《(100.0)》	(75.6) 《(87.8)》	(11.8) 《(24.3)》	(63.8) 《(63.5)》	(24.4) 《(12.2)》	96.3 《94.6》
＜ 企 業 規 模 ＞								
5,000 人 以 上	100.0	1.4	(100.0)	(57.7)	(-)	(57.7)	(42.3)	98.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	2.0	(100.0)	(89.3)	(14.5)	(74.7)	(10.7)	97.9
500 ～ 999 人	100.0	5.2	(100.0)	(70.5)	(2.9)	(67.6)	(29.5)	94.8
300 ～ 499 人	100.0	7.5	(100.0)	(63.1)	(26.7)	(36.4)	(36.9)	92.5
100 ～ 299 人	100.0	4.5	(100.0)	(77.4)	(4.3)	(73.1)	(22.6)	95.5
30 ～ 99 人	100.0	4.2	(100.0)	(92.0)	(24.9)	(67.0)	(8.0)	95.8
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞								
単 位 組 織 組 合	100.0	4.9	(100.0)	(71.3)	(10.7)	(60.6)	(28.7)	95.0
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	2.6	(100.0)	(82.3)	(13.4)	(68.9)	(17.7)	97.4
本 部 組 合	100.0	3.1	(100.0)	(69.4)	(19.8)	(49.7)	(30.6)	96.9
計 (単位労働組合と本部組合の計)	100.0	3.6	(100.0)	(75.3)	(12.2)	(63.0)	(24.7)	96.4

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) () 内の数値は、「労働争議があった」を100とした数値である。

(2) 労働争議がなかった理由

過去3年間に労働争議がなかった単位労働組合について、その理由(3つまでの複数回答)をみると、「対立した案件がなかったため」44.4% [前回40.1%]、「対立した案件があったが話し合いで解決したため」43.7% [前回49.7%]、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」15.1% [前回12.4%] などとなっている(第9表)。

第9表 過去3年間に労働争議がなかった理由別労働組合の割合

区 分	労働争議が なかった 計	対立した 案件がな かった ため	対立した 案件があ ったが 話し合 いで解 決した ため	対立した 案件が あった が労働 争議に 持ち込 むほど 重要 性がな かった ため	労使関係 の悪化を 懸念した ため	労働争議 に持ち込 むこと による 企業収 益の見 込まれ るため	労働争議 に持ち込 むこと による 社会的 影響、 批判を 考慮した ため	労働争議 に持ち込 んでも 成果が 得られ ないと 判断した ため	上部組織 のみで又 は下部組 織のみで 労働争議 を行った ため	労働争議 に持ち込 むことに 組合員の 同意が得 られな かった ため	その他
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	44.4 《40.1》	43.7 《49.7》	15.1 《12.4》	11.0 《10.9》	9.2 《9.3》	4.8 《6.2》	14.0 《12.9》	3.8 《5.3》 ²⁾	1.8 《2.5》	6.6 《6.3》
本 部 組 合	100.0	48.3	44.1	16.6	11.4	11.4	7.0	13.6	0.8	1.0	2.6
計 (単位労働組合と本部組合の計)	100.0	44.7	43.7	15.2	11.1	9.4	4.9	14.0	3.6	1.7	6.4

注：1) 表頭「労働争議がなかった計」には「不明」が含まれる。

2) 平成19年は「上部組織の指示のため」として集計した。

(3) 争議行為開始の際の予告

単位労働組合が争議行為開始の際に使用者側に対して行う予告に関する取り決めの有無についてみると、「取り決めている」51.1% [前回 57.8%]、「取り決めていない」48.9% [前回 42.2%] となっており、「取り決めている」としている単位労働組合の予告方法は「文書」89.2% [前回 88.6%]、「口頭」7.1% [前回 11.0%] となっている（第10表）。

予告期間（争議行為開始時刻前の最低必要な時間又は日数）についてみると、「期間の定めはない」が23.5% [前回 26.4%] と最も多く、次いで「24時間を超え48時間以内」が23.2% [前回 25.7%] となっている（第11表）。

予告内容（複数回答）についてみると、「日時又は期間」79.8% [前回 87.9%]、「目的（要求事項）」72.2% [前回 79.1%] が多くなっている（第12表）。

第10表 争議行為開始の際の予告に関する取り決めの有無、予告方法別労働組合の割合

区 分	計	争議行為開始の際の予告に関して取り決めている		予告方法		争議行為開始の際の予告に関して取り決めていない
				文書	口頭	
				(単位：%)		
単 位 労 働 組 合 計	100.0	51.1	(100.0)	(89.2)	(7.1)	48.9
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《57.8》	《(100.0)》	《(88.6)》	《(11.0)》	《(42.2)》
本 部 組 合	100.0	64.6	(100.0)	(92.4)	(4.9)	35.4
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	52.0	(100.0)	(89.4)	(6.9)	48.0

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) 表頭「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている」には予告方法「不明」が含まれる。

3) () 内の数値は、「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている」を100とした数値である。

第11表 争議行為開始の際の予告期間別労働組合の割合

区 分	争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計	争議行為開始の際の予告期間						期間の定めはない
		24時間以内	24時間を超え48時間以内	2日を超え3日以内	3日を超え7日以内	7日を超え10日以内	10日超	
単 位 労 働 組 合 計	100.0	13.2	23.2	13.7	7.5	4.4	3.4	23.5
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《12.5》	《25.7》	《12.5》	《9.2》	《7.1》	《6.6》	《26.4》
本 部 組 合	100.0	12.4	34.7	11.5	12.0	3.3	2.7	15.3
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	13.1	24.1	13.5	7.9	4.3	3.3	22.8

注：表頭「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計」には「不明」が含まれる。

第12表 争議行為開始の際の予告内容別労働組合の割合

区 分	争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計	目的（要求事項）	日時又は期間	場所	概要		その他
					争議行為の種類（態様）	規模（参加人員）	
単 位 労 働 組 合 計	100.0	72.2	79.8	55.9	54.9	48.4	11.7
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《79.1》	《87.9》	《59.0》	《63.0》	《55.6》	《15.1》
本 部 組 合	100.0	71.5	85.4	64.4	64.2	57.0	14.7
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	72.2	80.2	56.6	55.6	49.1	12.0

注：表頭「争議行為開始の際の予告に関して取り決めている計」には「不明」が含まれる。

4 労使間の諸問題の解決手段に関する事項

(1) 団体交渉の現状についての評価

使用者側との団体交渉の現状の評価を、過去3年間に団体交渉を行った単位労働組合についてみると、「大変満足している」3.3% [前回3.8%]、「おおむね満足している」45.8% [前回44.8%]、「どちらともいえない」25.6% [前回28.7%]、「やや不満である」17.2% [前回17.2%]、「大変不満である」7.5% [前回5.4%] となっている（第13表）。

第13表 使用者側との団体交渉の現状についての評価別労働組合の割合

		(単位：%)				
区 分	団体交渉を行った計	大変満足している	おおむね満足している	どちらともいえない	やや不満である	大変不満である
単 位 労 働 組 合 計	100.0	3.3	45.8	25.6	17.2	7.5
《 平 成 19 年 》	《100.0》	《3.8》	《44.8》	《28.7》	《17.2》	《5.4》
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	4.2	61.8	18.3	12.3	2.9
1,000 ～ 4,999 人	100.0	8.3	53.2	20.8	13.1	4.5
500 ～ 999 人	100.0	5.7	48.6	26.1	14.9	3.8
300 ～ 499 人	100.0	0.7	43.2	26.7	21.4	8.0
100 ～ 299 人	100.0	0.7	36.5	30.1	21.0	11.1
30 ～ 99 人	100.0	0.6	38.5	29.1	18.8	11.7
< 労 働 組 合 の 種 類 >						
単 位 組 織 組 合	100.0	1.7	37.9	27.4	21.3	10.9
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	5.2	55.4	23.5	12.3	3.3
< 労 使 協 議 機 関 の 有 無 >						
労 使 協 議 機 関 あ り	100.0	3.9	49.5	25.5	16.0	5.0
労 使 協 議 機 関 な し	100.0	0.8	30.4	26.2	22.2	17.9
< 苦 情 処 理 機 関 の 有 無 >						
苦 情 処 理 機 関 あ り	100.0	4.1	54.2	23.4	15.0	2.9
苦 情 処 理 機 関 な し	100.0	2.5	37.3	27.9	19.5	12.2
本 部 組 合	100.0	5.8	51.8	25.6	12.2	3.8
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	3.5	46.3	25.6	16.8	7.2

注：表頭「団体交渉を行った計」には「不明」が含まれる。

(2) 労使協議機関での話し合いについての評価

労使協議機関がある単位労働組合について、労使協議機関での話し合いの評価をみると、「大変効果を上げている」6.5% [前回 11.2%]、「ある程度効果を上げている」60.5% [前回 58.7%]、「どちらともいえない」21.4% [前回 22.1%]、「あまり効果を上げていない」7.4% [前回 6.0%]、「効果を上げていない」1.5% [前回 1.3%] となっている（第14表）。

第14表 労使協議機関での話し合いについての評価別労働組合の割合

(単位：%)

区 分	労使協議機関 がある 計	大変効果を 上げている	ある程度効果 を上げている	どちらとも いえない	あまり効果を 上げていない	効果を上げて いない
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	6.5 《11.2》	60.5 《58.7》	21.4 《22.1》	7.4 《6.0》	1.5 《1.3》
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	100.0	15.0	62.5	14.2	5.0	0.4
1,000 ～ 4,999 人	100.0	8.2	72.5	11.8	5.1	1.5
500 ～ 999 人	100.0	5.9	73.7	12.3	4.4	0.9
300 ～ 499 人	100.0	2.0	58.2	26.8	9.3	2.2
100 ～ 299 人	100.0	1.0	48.2	30.9	12.2	2.9
30 ～ 99 人	100.0	2.0	43.3	44.9	7.5	0.3
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 組 織 組 合	100.0	3.3	53.3	26.7	10.4	2.9
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	8.8	65.8	17.5	5.2	0.5
＜ 団 体 交 渉 の 有 無 ＞						
団 体 交 渉 を 行 っ た	100.0	3.6	62.8	21.5	7.5	1.9
団 体 交 渉 を 行 わ な か っ た	100.0	12.9	55.3	21.2	7.2	0.7
＜ 苦 情 処 理 機 関 の 有 無 ＞						
苦 情 処 理 機 関 あ り	100.0	7.0	65.9	19.3	5.7	0.9
苦 情 処 理 機 関 な し	100.0	5.8	52.7	24.5	9.8	2.5
本 部 組 合	100.0	12.4	62.8	15.6	5.9	1.2
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	6.9	60.7	21.0	7.3	1.5

注：表頭「労使協議機関がある計」には「不明」が含まれる。

(3) 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段

単位労働組合が労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、多い順に「労使協議機関」50.9% [前回 52.6%]、「団体交渉」41.9% [前回 41.5%]、「苦情処理機関」1.0% [前回 1.0%]、「争議行為」0.7% [前回 0.1%] となっている（第15表）。

第15表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別労働組合の割合

(単位：%)

区 分	計	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	0.7 《0.1》	41.9 《41.5》	50.9 《52.6》	1.0 《1.0》	3.9 《4.6》
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	100.0	1.1	31.7	60.3	0.8	4.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	0.2	36.2	59.5	1.5	2.2
500 ～ 999 人	100.0	-	40.8	48.7	1.9	6.2
300 ～ 499 人	100.0	0.1	48.2	48.4	0.6	2.6
100 ～ 299 人	100.0	0.8	48.7	42.9	0.7	3.6
30 ～ 99 人	100.0	1.6	51.6	39.8	0.1	4.7
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 組 織 組 合	100.0	0.9	48.1	43.6	0.6	5.0
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	0.5	36.9	56.8	1.2	2.9
本 部 組 合	100.0	0.3	37.7	59.3	0.4	1.2
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	0.6	41.6	51.4	0.9	3.7

注：表頭「計」には「不明」が含まれる。

5 労使関係についての認識

単位労働組合における使用者側との労使関係についての認識をみると、「安定的に維持されている」26.3% [前回 31.6%]、「おおむね安定的に維持されている」52.8% [前回 48.3%]、「どちらともいえない」13.1% [前回 13.2%]、「やや不安定である」4.2% [前回 4.2%]、「不安定である」2.7% [前回 2.5%] となっている（第16表）。

第16表 労使関係についての認識別労働組合の割合

(単位：%)

区 分	計	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
単 位 労 働 組 合 計 《 平 成 19 年 》	100.0 《100.0》	26.3 《31.6》	52.8 《48.3》	13.1 《13.2》	4.2 《4.2》	2.7 《2.5》
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	100.0	41.4	45.9	6.2	2.8	2.3
1,000 ～ 4,999 人	100.0	39.7	48.6	7.6	3.3	0.6
500 ～ 999 人	100.0	27.0	55.0	13.1	3.4	0.9
300 ～ 499 人	100.0	16.3	60.8	17.3	1.4	4.1
100 ～ 299 人	100.0	9.9	57.7	19.4	5.7	5.3
30 ～ 99 人	100.0	17.8	52.8	18.4	7.6	2.5
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 組 織 組 合	100.0	19.4	56.1	13.9	6.0	3.8
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	32.0	50.1	12.4	2.6	1.8
本 部 組 合	100.0	36.2	49.7	9.9	2.5	0.7
計（単位労働組合と本部組合の計）	100.0	26.9	52.6	12.9	4.0	2.6

注：表頭「計」には「不明」が含まれる。